ご利用児・保護者各位

令和 8 年 10 月 29 日
一般社団法人からふる乙訓
重心児童デイ　からふる・ぶらんしゅ
管理者　　神谷　真弓

【重要】新しい防災気象情報（警戒レベル）に基づく、災害時の避難・通所基準について（更新）

平素は事業所運営にご協力いただきありがとうございます。

さて、気象庁および内閣府による「防災気象情報」が新基準となり、すべての警報などの情報に「レベル」の数字が付与され、とるべき行動がより明確になりました。これに伴い、当事業所における台風・大雨等の天候不良時における避難基準および通所判断について、以下の通りお知らせいたします。

1. 5 段階の警戒レベルと家庭・事業所の対応

新基準では、「警戒レベル 4」までに危険な場所から全員避難することが原則となっています。しかし障がいのあるお子様は避難に時間がかかることが予測されるため、「警戒レベル 4」を待たずに「警戒レベル 3（高齢者等避難）」で避難を開始します。

警戒レベル	気象情報・避難情報	ご家庭での避難行動	当事業所の対応目安
レベル 5	緊急安全確保	**【命の危険】**すでに災害発生。外出は危険なため、自宅の上階や崖から離れた部屋へ移動！	臨時休所 ※通所中の場合はその場で命を守る行動
レベル 4 (最重要)	避難指示 (レベル 4 危険警報)	**【全員避難】**危険な場所にいる人は、速やかに安全な場所へ全員避難してください。	臨時休所または即時帰宅（お迎え要請）
レベル 3	高齢者等避難 (レベル 3 警報)	**【対象者は避難】**乳幼児連れのご家庭、避難に時間がかかる方はこの段階で避難開始。その他の方も準備。	状況により通所見合わせ（お迎えをお願いする場合があります）
レベル 2	レベル 2 注意報	**【避難行動の確認】**ハザードマップで避難経路や避難場所の再確認を行う。	通常通り（今後の情報に警戒）
レベル 1	早期注意情報	**【心構えを高める】**最新の気象情報に注意し、災害への心構えを整える。	通常通り

⚠ 要注意‼：警戒レベルは必ずしも「レベル 1」から順番に発表されるとは限りません。
状況が急変し、突然「レベル 4」が発表されることもあります。

2. 非常時における連絡方法について

① 臨時休所等の決定通知

からふるでは、京都府教育委員会の規定に準じて、気象警報発令時の休所を判断します。

午前 8 時時点（教育委員会は午前 7 時時点）で向日市に以下の警報が発令されている場合は休所とします。

（1）暴風、大雪、暴風雪警報が発令されている場合

（2）河川氾濫情報（小畑川）に関するレベル 3 以上の警報が発令されている場合

（3）大雨に関するレベル 3 以上の警報が発令され、高齢者等避難情報が自治体から発令されている場合

※ 当日利用者の居住地域に上記の警報が発令されている場合は、向日市に警報が発令されていなくても当該利用児は通所を見合わせてください。

気象警報が解除されても、公共交通機関の運休等により必要な職員数が出勤できない場合も臨時休所となる場合があります。いずれにせよ、当日のご利用者には午前 8 時時点での判断をメールまたは電話にてお知らせします。

② 通所中にお迎えが必要となった場合

早めの判断をして安全に帰宅できるようにいたしますが、事業所の送迎が困難な場合は速やかにお迎えをお願いいたします。その際、周囲の道路状況や河川の氾濫に十分ご注意ください。

3. お願いと事前準備

- 各ご家庭の地域が「浸水想定区域」や「土砂災害警戒区域」に入っているかどうか、事前にハザードマップで再度ご確認ください。
- 地域の「緊急速報メール（エリアメール）」が受信できるよう、事前に設定をご確認ください。
- ご不明な点がありましたら管理者までお問い合わせください。